

藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営改善を図るため、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第1に定める農業経営基盤強化資金をいう。）の貸付けを受けた農業者等に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 実施要綱第3の1に規定する貸付対象者をいう。
- (2) 融資機関 株式会社日本政策金融公庫農林水産事業又はその受託機関をいう。
- (3) 推進会議 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置される藤沢市特別融資制度推進会議をいう。

(利子助成率及び利子助成の交付期間)

第3条 農業者等が融資機関から貸付けを受けた農業経営基盤強化資金（以下「本資金」という。）についての利子助成は別表のとおりとする。

(利子助成の承認申請)

第4条 この要綱による利子助成の承認を受けようとする者は、推進会議において農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第5の2に規定する経営改善資金計画の認定を受けた後、利子助成承認申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、本資金の融資を受ける融資機関を経由して市長に申請しなければならない。

- (1) 借入申込書
- (2) 資金利用計画認定通知書の写し
- (3) 資金利用計画の写し

(利子助成の承認及び不承認)

第5条 市長は、前条の規定による承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その諾否を決定しなければならない。

2 市長は、前項により利子助成の承認をしたときは利子助成承認書（第2号様式）にて、また、承認しないときは利子助成不承認書（第3号様式）にて、融資機関を経由して農業者等に通知するものとする。

(利子助成変更承認申請)

第6条 農業者は、前条による利子助成承認後、その内容に変更等が生じたときは、利子助成変更承認申請書（第4号様式）に変更内容を証する書類等を添え、融資機関を経由して、市長に提出するものとする。

(利子助成変更の承認及び不承認)

第7条 市長は、前条による利子助成変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その諾否を決定しなければならない。

2 市長は、前項により利子助成の変更承認をしたときは利子助成変更承認書（第5号様式）を、承認しないときは利子助成変更不承認書（第6号様式）を、農業者等に通知するものとする。

(貸付実行の報告)

第8条 融資機関は、前条の規定により利子助成の承認を受けた者（以下「利子助成対象者」という。）に本資金の貸付けを行ったときは、速やかに、貸付実行報告書（第7号様式）により市長に報告するものとする。

(事業完了報告)

第9条 第5条による利子助成承認を受けた利子助成対象者は、利子助成対象事業が完了したときは、事業費支払完了報告書（第8号様式）を融資機関を經由して市長に提出するものとする。

(利子助成金の額)

第10条 利子助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの融資機関に支払った約定利子の計算基礎となる借入金の平均残高（約定利子を約定利率で除して得た額をいう。ただし、延滞となっている額を除く。）を利子助成対象額とし、第3条に定める利子助成率を乗じて得た額とする。

(利子助成金の交付申請)

第11条 利子助成対象者が、助成金の交付申請をするときは、利子助成交付申請書（第9号様式）に利子助成金計算書（第10号様式）を添えて、本資金の融資を受けた融資機関を經由して市長に申請するものとする。

2 利子助成対象者は、交付申請及び利子助成金の受領に関する一切の権限を本資金の融資を受けた融資機関に委任（委任状、第11号様式）することができる。

3 前項の規定により委任を受けた融資機関は、利子助成交付申請書に利子助成金明細書（第12号様式）及び委任状を添えて、市長に申請するものとする。

(利子助成金の交付決定)

第12条 市長は、前条による利子助成交付金申請書の提出を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を利子助成交付等決定通知書（第13号様式。以下「交付等決定通知書」という。）により利子助成対象者又は委任を受けた融資機関に対し、通知するものとする。

2 市長は、利子助成対象者又は委任を受けた融資機関に対し、利子助成金を交付するものとする。

3 委任を受けた融資機関は、前項の利子助成金の交付を受けたときは、遅滞なく、利子助成対象者に交付しなければならない。

(利子助成金の打切り等)

第13条 市長は、規則第10条の規定により、利子助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は、既に交付した利子助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 規則、要綱に違反したとき。

(2) 本資金を貸付目的以外に使用したとき及び本資金により取得した財産を貸付目的以外に使用し、譲渡し、若しくは交換したとき。

(3) 市税等の滞納があるとき。ただし、市税等を納付する義務を負わない法人等は除く。

(4) その他市長が不適當を認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、農業経営基盤強化資金利子助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1998年（平成10年）6月16日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、2003年（平成15年）1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に決定する融資から適用し、同日前までに決定した融資については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、2008年（平成20年）10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、2012年（平成24年）4月6日から適用する。
- 2 2012年（平成24年）4月5日以前に貸し付けられたものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第13条の規定は2012年（平成24年）4月5日以前に貸し付けられたものについて適用する。

別表

資金の種類	資金の用途	利子助成期間	融資機関
農業経営基盤強化資金	<p>本市内において、農業経営の改善を図るため、必要な次に掲げる資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地等の取得 ○農地等の改良 ○農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ○農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 ○借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 ○家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 	貸付当初5年間	株式会社日本政策金融公庫農林水産事業及び株式会社日本政策金融公庫農林水産事業の受託金融機関

資金の種類	市利子助成率
農業経営基盤強化資金	<p>市利子助成率については、実施要綱第3の4に定める貸付利率から、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の別表7に定める実質負担利率の軽減幅を差し引いたものに対し、2分の1にした率を基準とし、市長が別に定める。</p>

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

藤沢市長

申請者 住所

氏名

印

農業経営基盤強化資金利子助成承認申請書兼同意書

次のとおり、農業経営基盤強化資金の借入れについて利子助成を受けたいので、藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

なお、本申請にあたり私の市税の納付状況について調査確認することに同意します。

融資機関名		借入金額	円
資金使途		借入予定時期	年 月 日
		借入利率	年 %
		利子助成率	年 %
		償還期限（据置）	年（ 年）
備考	・他の利子助成措置 農林水産長期金融協会 % 県 %		

（注）借入申込書（写）、資金利用計画認定通知書（写）、資金利用計画書（写）を添付すること。

年 月 日

様

藤沢市長

印

農業経営基盤強化資金利子助成承認書

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金の融通に関する利子助成は、次のとおり承認します。

融資機関名		貸付予定額	円
資金使途		貸付予定時期	年 月 日
		償還期限（据置）	年（年）
		貸付利率	年 %
		利子助成率	年 %
備考	・市税に滞納があった場合、利子補給を停止します。		

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

藤沢市長

印

農業経営基盤強化資金利子助成不承認書

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金の融通に関する利子助成は、次のとおり承認しないこととしたので通知します。

融資機関名		貸付予定額	円
資金使途			
不承認の理由			

年 月 日

藤沢市長

申請者 住所

氏名

印

農業経営基盤強化資金利子助成変更承認申請書

年 月 日付けで利子助成承認のあった農業経営基盤強化資金の借入について、次のとおり変更したいので、藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

借入年月日	年 月 日	借入金額	円
変更理由			
変更内容	変 更 前	変 更 後	

(注) 1 変更内容を証する書類等を添付してください。

2 変更内容により、この様式によることができない場合は、この様式に準じたものにより申請してください。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

様

藤沢市長

印

農業経営基盤強化資金利子助成変更承認書

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金の利子助成承認の変更に
ついては、次のとおり承認します。

1 借入年月日

2 借入金額

資金用途

3 変更承認状況

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

様

藤沢市長

印

農業経営基盤強化資金利子助成変更不承認書

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金の利子助成承認の変更に
ついては、次のとおり承認しないこととしたので通知します。

1 借入年月日

2 借入金額

資金用途

3 変更承認状況

年 月 日

藤沢市長

所在地

名称

代表者氏名

印

農業経営基盤強化資金貸付実行報告書

年 月 日付けで利子助成承認のあった農業経営基盤強化資金について、次のとおり貸付実行しましたので、藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第6条の規定に基づき報告します。

貸付先		貸付額		円
		資金使途		
貸付条件	償還開始年月日	年 月 日	貸付年月日	年 月 日
	償還終了年月日	年 月 日	約定利率	年 %
			償還方法	1 元金均等 2 元利均等
	備考			

年 月 日

藤沢市長

住所

氏名

印

事業費支払完了報告書

次のとおり借り入れた資金について、支払いを完了したので報告します。

融資機関名			
借入年月日	年 月 日	借入金額	円

支払年月日	資金使途（品名）	金額

上記支払状況について、相違ないことを確認しました。

年 月 日

融資機関（受託金融機関）名

担当者

印

第9号様式（第11条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書

年 月 日

藤沢市長

所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり農業経営基盤強化資金利子助成金を受けたいので、藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 事業名	
2 施行場所	
3 事業費	¥
4 計画概要	----- ----- ----- ----- -----
5 着手予定年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	

第10号様式（第11条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金計算書（ 年度分）

申請者氏名		計算期間	年 月 日～ 年 月 日
-------	--	------	-----------------------------

利子助成承認 年 月 日	貸付決定		払込年月日	約定利子	約定利率	利子助成 対 象 額 (円) C = A / B	利子助成		年 目 (回数)	備 考
	決定年月日	金額 (円)		(円)	(%)		助成率 (%) D	金 額 (円) E = C × D		
	実行年月日	金額 (円)		A	B					

1. 繰上償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。
2. 利子助成金額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

第11号様式（第11条関係）

委 任 状 兼 承 諾 書

所 在 地
名 称
代表者氏名

私は、今般上記の者を代理人と定め、農業経営基盤強化資金利子助成金の交付申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。なお、代表者の変更があった場合は新たな代表者に委任内容を引き継ぐものとします。

また、農業経営基盤強化資金利子助成金に係る私の市税の納税状況について調査、確認することに承諾します。

年 月 日

藤沢市長

住所

氏名

印

第12号様式（第11条関係）

年度 農業経営基盤強化資金利子助成金明細書

利子助成承認年月日	借入者名	貸付決定		払込年月日	約定利子	約定利率	利子助成対象額 (円) $C = A / B$	利子助成		年目 (回数)	備考
		決定年月日	金額(円)		(円)	(%)		助成率	金額		
		実行年月日	金額(円)		A	B		(%) D	(円) $E = C \times D$		

1. 繰上償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。
2. 利子助成金額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定等通知書

年 月 日

様

藤沢市長 印

年 月 日付けで補助金交付決定のあった農業経営基盤強化資金利子助成金については次のとおり決定したので、藤沢市補助金交付規則第4条及び藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない						
2 事業名	平成 年度藤沢市農業経営基盤強化資金利子助成金交付事業						
3 施行場所	藤沢市内						
4 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
5 条件	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>						
6 指示	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>						